

第4回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後1時00分から午後4時30分
2. 開催場所 糸島市交流プラザ二丈館 会議室4
3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第27号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第28号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第29号 非農地証明願について
- 議案第30号 農地所有適格法人の適格確認について
- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地法第5条第1項による許可後の計画変更承認申請について

- 議案第35号 農地改良届出について
議案第36号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画
の決定について (利用権設定)
議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について (所有権移転)
議案第39号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせんてん末届について (報告)
- 2) あっせん申出の取り下げについて (報告)
- 3) 農地取得に係る営農ヒアリング資料について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農地対策委員会B班の報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表 (5月認定分)
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局	長	楠原一昭
農地活用係	長	前村永久
主	幹	古川康浩
主	事	赤嶺尚人
主	事	沖香菜子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

田植の忙しい時期に出席いただきましてありがとうございます。今年の梅雨は異様なもので、関東のほうが先に梅雨入りいたしまして、関東以西はまだ梅雨入り宣言がなされていないわけですが、明日ぐらいから雨が降るという予想でございます。皆さん、田植の準備はお済みでしょうか。梅雨に入りましても暑い日が続きますので、熱中症には十分気をつけて作業にいそしんでもらいたいと思います。

それでは、ただいまより第4回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

—— 省 略 ——

それでは、議事録署名人を指名いたします。古家貴喜委員と山北敬子委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第27号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申出について」御審議をお願いいたします。

本日3名の方がいらっしゃっております。この中で受付番号1番につきましては、先月の5月総会の案件で継続になられた方でございます。

それでは、受付番号1番から御説明いたします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、1番につきましては、先月保留というか、継続というか、ちょっと違法に農地改良、または道がなくなっているということで、ちょっとこれはあれじゃないかということで継続審議ということにしておりました。

その点につきまして、事務局のほうからちょっと説明をお願いします。

事務局

今、議長のほうからおっしゃってあります方でございますけれども、農業施設のほうを購入されて、そこを、今あったとおり、申請地の部分の一部を地上げしておる状況とハウス建築になっておるといふところと里道敷地のほうを自分の敷地に取り込んだような形になっていないだろうかといふところで、こういう手続等の是正といいますか、整理をした上で譲受候補者に登録するかどうかの審議をしたいといふところが先月の審議の内容でございます。

まず、里道につきましては、御覧いただいた委員さんもうらっしゃるかと思いますが、この分につきましては、道路管理者である市の建設課、並びに里道の管理をしている地元行政区の行政区長とご本人で現地調査をしまして、こちらとしては里道の復元という意味でくいを打つとか、そういう境界の復元までが要るんじゃないかといふところがあつたんですけれども、建設課担当のほうから報告を受けた内容としましては、里道につきましては通れる状況にあり、地元が実質の管理者でありますけれども、この現状の内容で、特段里道敷地の復元等は不要ですといふ内容で協議が終わっておりますといふ報告を受けております。この分につきましては、地元という管理者、道路管理者と自治体の地元のほうも管理しているところが現状で問題ないといふこととございました。

それと農地改良行為につきましては既に工事が終わったという状況で、改めて許可申請をされたとしても、県のほうも許可を受け付け審議することができないということもありまして、ご本人には、今後また計画をされる場合は確実に事前に相談し、しないと違反転用といふところで指導していきますといふ内容をしておる状況でございます。以上でございます。

議 長

2番と3番につきましては、各地元委員から説明を受けたかつたんですけれども、ちょっと時間がありませんので、今日は省略させていただきます。

1番から3番につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら、採決に入ります。

譲受候補者の登録について、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第28号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び譲受候補者の選定をお願いいたします。

今回別冊のほうを準備しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、別冊のほうでいきますと、ページの1番ですね。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、議案書の118ページにあっせんのてんまつのほうをつけておりますが、令和3年の10月総会におきまして、あっせん委員並びに譲受候補者の指定をしていただいていたわけですが、こちらてんまつということで改めて譲受候補者を指名していただくものでございます。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

次に、戻っていただきまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

2ページに戻っていただきまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

資料に戻っていただきまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

また戻っていただきまして、3ページでございますが、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

3ページに戻っていただきまして、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上8件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいま説明がありました。

あっせん推進委員、またあっせん農業委員さんを指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせん候補者の選出をよろしくお願いいたします。ほかの方は暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長

始めさせていただきます。

それでは、1番を推進委員の方、報告お願いいたします。
1番を、議受候補者の発表をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

続きまして、2番の議受候補者をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号3番、議受候補者をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号4番、議受候補者をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号5番の議受候補者をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号6番の報告をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号7番をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号8番をお願いします。

推進委員

受付番号8番なんですけど、あっせん委員の変更をお願いしたいんですけども。

議長

農業委員だけでいいですね、候補者がちょっと農業委員さんの関係があるということで、あっせん農業委員さんを変更いたします。

こちらにつきましては、東司委員をお願いいたします。

それでは、8番につきまして、議受候補者の指名をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

では、事務局、確認でもう一度お願いします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議 長

それでは、あっせん成立に向けてよろしく願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第29号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号1番をお願いします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の4ページをお願いいたします。

非農地証明願について、現地の報告をします。

5月30日に現地調査を行っています。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案の8ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。

現地は7筆とも山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

続きまして、番号2番をお願いいたします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の5ページです。

5月30日に現地調査を行っています。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の10ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は6筆とも竹林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告終わります。

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号3番をお願いします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の6ページをお願いします。

5月30日に現地調査を行っています。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の13ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

現地は西側と南側を水路に挟まれており、東側の宅地を通らなければ進入できない状態でした。宅地の所有者は他人であり、また農業機械が入らないことから継続した営農が困難であり、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

続きまして、番号4番をお願いします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の6ページです。

5月30日に現地調査を行いました。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

事務局。

事務局

受付番号5番以降になるわけですが、大変申し訳ございません。議案書の7ページにつきまして誤植がございましたので、今1枚もの分で差し替えを回しております。大変申し訳ございませんが、差し替えの部分が5番、6番ということで確認いただくことになります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号5番をお願いします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の7ページをお願いします。

5月30日に現地調査を行っています。

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページから10ページをお願いします。

現地は山林化していましたが、平成30年に農地法3条許可を取得し、購入しています。その後耕作をした形跡が認められないことから、経緯を確認後、再度審議を行うことで継続審議であるという意見でまとまりました。以上報告します。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号6番につきまして、事務局、報告をお願いします。

事務局

非農地証明願について。

6番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この件につきましては、前回の総会において継続審議ということになっていた案件でございます。以前、推進委員、農業委員、それから事務局のほうで現地調査を行った際に、面積が僅かというところもありましたので、会長のほうから担当の推進委員のほうに、隣地の地権者に僅かな面積でもあるため一体利用ができないか相談してくるよということでの依頼がされておりました。その結果、担当委員のほうから報告がありまして、地権者のほうに相談したけれども、一体的な利用は行わないというふうな報告がございましたので、事務局のほうからの報告でさせていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま1番から6番につきまして報告がありました。

これにつきまして、番号5番につきましては、平成30年の3月に3条の許可で取得したということで、3条で取得したならば耕作しますよということで購入してあるのにもかかわらず、何もしないまま、そのまま山林化、大体が山林化にはなっておったみたいですが、しないままになっておりますので、ちょっとこの経過を文書なり何なりで教えていただきたいということで継続審議というふうにしております。

それで、今言いました1番から6番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

まず、番号5番につきましては継続審議という格好にしたいと思います、それで同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、1番、2番、3番、6番につきましては、証明書の発行に同意する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

(「4番を外した」と言う者あり)

議 長

4番を外したということですので、番号4番につきまして、証明書の発行に同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の21ページをお願いいたします。
議案第30号「農地所有適格法人の適格確認について」御審議をお願いいたします。
こちら、今回1件、適格法人としての確認書が出ております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

まずは以上でございます。

議長

それでは、申請人につきましては、先日といたしますか、面談を行っております。第2調査部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

それでは、面談の報告をいたします。
別冊の営農面接資料の37ページから6ページを御覧ください。
申請人は、昨年10月に糸島市大門で法人を設立しています。
面談の内容として、サツマイモ、アップルバナナの栽培を学びましたので、その作物と山林にカボスの作付を計画しております。収穫時期の繁忙期には臨時雇用を計画しています。
調査部会の意見では、建設用機械の投入など初期費用がかかっているの
で、リースなどを検討するように伝えていきます。客土の話が出ましたので、文書での手続の案内をしております。以上です。

議長

ただいま説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんか。

職務代理人

適格法人ということで会社なんですけど、従業員とかは。

調査部会長

従業員は、聞きましたところ、今は本人だけということでございました。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

機械の購入とかは今年の10月の購入予定ということになっておりますが、確実に買われるのでしょうか。トラクター、コンバイン、予定になっていきますけれども。

議長

あんまり初期投資が多過ぎますので、リースか何かでしたほうがいいんじゃないですかということを言っていますので、買われるかどうかという

のはまだ分かりません。

農業委員

分かりました。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、審査表の説明を事務局お願いします。

事務局

こちら、今回営農面談のほうも行っていただいたということでございますが、農地所有適格法人につきましては、大きく言いますと、22ページに記載しておりますこの4要件というところに該当するか否かというところで審査する、耕作のほうについては面談いただいたとおり営農をしていきたいという内容でございましたので、こちら別冊の営農面談資料のほう37ページからつけておりますけれども、今回審査のほうで関わってきますものが、まずは(1)番の法人形態要件があるのかというところでございますが、こちら別冊の資料の40ページに、こちら登記をすると法務局から発行します法人登記の履歴事項全部証明書がついておりますので、こちらは株式会社というところでの法人形態があるというところでございます。

同じ資料の44ページ、株式会社の場合につきましては、株式譲渡制限の定めがあるものというものでございますが、44ページの7条に株式の譲渡制限の規定がございますので、こちらは④に該当し、かつ株式譲渡制限があるということで④に該当するものかと判断されます。

次に、(2)の事業要件でございますが、こちら農業、または農業に関連する事業、農業に附帯する事業というところがございますが、こちら履歴事項証明である40ページないし法人の設立を定めた定款のほうにも農産物の生産、加工、販売、輸入等というところで、こちら農業に関する事業が記載されております。こちら加工販売となってくると農業に関連する事業になってきますので、①及び②に該当するというところで事業要件も適当であると考えております。ただ、本来事業要件につきましては、法人につきましてはいろんな不動産であったり、貨物であったり、農業であったりということ取り込まれるわけでございますけれども、農業収入が過半を超えなければならないというのが要件ではございますが、令和3年の10月に設立でございますので、まだ事業年度も1年度も終えていない状況ということで、こちらは暫定ではございますが、農業収入が過半を超えるものとみなさざるを得ない状況もございまして、こちらは該当すると、適当であるということになるかと思えます。

(3) 番、議決権要件につきましては、こちら①から⑤番に該当する場合ということと、議決権が過半を、次に上げるものが議決権の総議決の過半を超えることということでございますが、資料の39ページのほうに、こちら株式会社でございます、発行株が5ある中で、ご本人が、こちらは農業年間従事日数がある方でございますので、農業というところと、当然農地の提供者でもございますので①及び②に該当すると。5株のうち3株ということをして、株式会社の場合は1株1議決ということでございますので、農業者のほうが過半を超えるということでございますので、こちらにも適当に該当するということでございます。

(4) 番、業務執行権要件につきましては、こちら、いわゆる役員要件でございますが、役員のほうは150日以上従事、もしくは法人の農作業の場合によっては例外的に年間60日という定めがあるわけですが、こちら先ほどの職務代理の質問があったように、現在のところ役員1名という状況でございます、御本人が農業に従事ということでございますので、こちらにも適しておるという状況でございます。

以上、適格の審査表から申し上げますと、所有適格法人としては適当であると言える状況でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、採決に移ります。

この適格法人の申請に対し、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、1時間以上過ぎておりますので、ここでしばし休憩いたします。この時計で30分より開始します。

(休 憩)

議 長

始めたいと思います。

議 長

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、番号1番、報告をお願いします。

農業委員 議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、受付番号2番をお願いします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員 番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号5番、お願いします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号6番と7番をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、8番をお願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、番号9番と10番をお願いします。

職務代理者 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

同じく、地区が違いますが、非常に近いところでございますので、私のほうから説明いたします。

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 それでは、5番から10番まで新規就農ということで第2調査部会のほうより面談を行っております。東司部会長より報告をお願いします。

調査部会長 では、報告いたします。

それでは、議案書の25ページの受付番号5番の申請人から面談の報告をいたします。

申請人は40歳で、福岡市早良区に住んであり、農作業については母と行う。ハウスによるバナナ栽培、里芋、麦を作付、将来的にはキッチンカーでの販売も行いたいということでした。貸人の意向で1年ですが、自分は継続したいと考えてあるそうです。

調査部会の意見で、将来的には農業法人の設立も目指してあり、やる気が感じましたが、キッチンカーの話も出たため、耕作目的での農地利用しかなできないという内容の文書を送っております。

続きます、■■■■さん。■■■■さんは65歳で、建設業をされてあり、建設業の先行きが不安なため、農業経営に興味を持った。知り合いの農家さんに習いながら、野菜やブルーベリーを作付したい。既存のかんきつ類はそのまま引き継ぐが、新たな定植は考えていないということです。

調査部会の意見では、やる気はあるようでしたが、竹の伐採を含め、農地の適正利用に注意・留意する内容の文書を送っております。

続きます、■■■■さん。■■■■さんは47歳で、福岡市中央区に住んで

あります。雑貨販売の会社を経営しており、兼業での農業経営を考えてあるそうです。ハウスを造って鉢植えのブルーベリーを計画して、繁忙期には従業員を雇う計画です。初年度は150坪、約500平米を計画し、徐々に拡大したい。野菜も作付し、できれば野菜が食べられる場所も敷地内で建てたい。農機具の購入は計画していないが、草刈り機等は購入をしたいということです。

部会の意見では、申請地は過去に3条許可の取消し願や転用相談がっており、本人からもはっきりしない部分を感じました。耕作目的以外の農地取得は認められないという文書を送り、その返事待ちにしています。返事がない場合は継続審議と考えております。返事があったかないかは事務局のほうでお願いいたします。

事務局

■さんにつきましては、調査部会後、6月6日月曜日でございましたが、文書のほうを送っております。今部会長が言われましたとおり、全ての土地を耕作利用しない場合、転用危惧が当初からある場合、また直近で転用危惧がある場合については、今回のこの農地法3条申請を全部のけるか、または転用目的がある部分については外して申請をしてくれと、どちらにするのかという内容で文書を送っております。回答がない場合は継続審議という内容を6日で送っておるんですけども、本日■さんのほうから御連絡がありまして、面談のときにレストラン、食事どころの話をしましたけれども、具体的な計画という部分がすぐあるわけではないというところで、継続した農地として活用しますのでという内容で、今回、この申請がここ11筆で上げておりますが、11筆のまま継続した農地使用で考えておりますので、その11筆のまま御審議をお願いしますという内容でございました。以上でございます。

議長

それでは、また続きをお願いします。

調査部会長

続きまして、■さん。■さんは69歳で、福岡市西区に住んでおります。

面談内容、夫人が■という会社を経営しており、■に社宅があるので、そこからの通作も考えてあるそうです。川原では地権者と一緒に畑を5反ほど作っており、米作りに挑戦したい。作ったものは自社のカフェレストランに使用する自家消費ということでした。

調査部会の意見では、■さんが経営主と聞いており、農業経験が豊富な方と一緒に営農をされるということ、地域の出事にも参加するということでしたので、問題はないと考えております。時々営農確認に来ますので、しっかり営農してくださいと伝えております。以上です。

議 長

以上、第3条につきまして調査部会長のほうから説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表について、事務局より説明をお願いします。
事務局。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可につきましては、23ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として御審議いただくものでございますが、この7項目のうち1つでも「はい」というものに該当してきますと原則許可できないものでございますが、今回全て「いいえ」に該当しております。こちら新規就農の方等ございまして、経営面積のほうを受付番号4番の方については親子間の贈与ということで、譲受人のほうには経営面積は入っておりませんが、 さんと同じ面積となりますし、東の方は、今回許可となりますと7,484平米の経営面積、次の6番、7番につきましては合わせて7,649平米でございますので、こちら下限面積50アールを超えるものでございます。8番につきましても1万3,000ということで50アールを超えると。9番、10番、一緒の方でございますが、こちら合わせますと5,505平米ということで、50アールを超えてきますので、全ての案件に対して書類上では許可相当と言えるものでございます。以上です。

議 長

それでは、採決に入ります。

3条の1番から10番につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の32ページでございます。

議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第2調査部会長のほうより現地報告と調査部会の審議結果をお願いします。

調査部会長 番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の33ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地へ住宅建設の転用であるため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

議長 申請人の住所と名前ば。

調査部会長 **【議案書に基づき読み上げて報告】**

続きまして、2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、38ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページもお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、農業用施設への転用のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

議長 ありがとうございます。

それでは、4条につきまして、質問、意見を伺います。質問のある方はどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可につきましては、29ページの一般基準の審査の関係と、32ページに記載しておる立地基準のほうの内容で見えていきますが、まず29ページの一般基準につきましては、こちらいずれも資金計画等は適当であるという部分と、行政長の許認可の見込みがあるというところ、計画の妥当性というところを判断しますと許可相当と言えるものでございます。

32ページの立地基準でございますが、1番の三雲につきましては集落に接続した農地に対しての農家住宅の建築というところでございますので、不許可の例外に該当するという内容でクリアいたします。

2番八島につきましては、こちらも第1種農地という農地の広がりがあるところでございますが、農業用倉庫、いわゆる農業施設への転用ということでございますので、不許可の例外に該当するというものでございます。

以上、1番、2番につきましては、立地基準、一般基準とも書面上はクリアするものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に入ります。

4条の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の43ページをお願いいたします。

議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、第5条につきましても調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の46ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の17ページと18ページをお願いします。

農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がないため、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課、特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の52ページの地図をお願いします。別紙の説明資料の19ページと20ページをお願いします。

今回3区画の分譲計画です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅の目的であるため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、開発許可が必要な案件のため、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の57ページの地図をお願いします。別冊の資料の21ページと22ページをお願いします。

農地区分は第3種農地であり問題ありません。

第2調査部会といたしましては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の62ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地への住宅建設の目的であるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

調査部会としては、開発許可の案件であり、関係各課との協議も調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断していま

す。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の67ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページもお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、農振法が指定している用途への転用のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課からは支障となる意見もありませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の76ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の29ページと30ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の81ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の31ページと32ページもお願いいたします。

申請地の南側には砂利を敷いて駐車場としていたため、始末書を提出させるようにしております。農地区分は第1種農地ですが、農用施設への転用のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の87ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の33ページと34ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地もないため問題はありません。

第2調査部会としては、開発許可の案件であり、関係各課からの協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

議 長

ただいま5条の報告が終わりました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

調査部会長

では、ちょっと6番につきまして、議案書の72ページの地図をお願いいたします。別冊の調査説明資料の27ページと28ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地もないため問題はありません。

第2調査部会としては、開発許可の案件であり、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。すみませんでした。

議 長

全部を通して質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定の許可申請につきましても、29ページから30ページに掲載しております一般基準、また43ページ以降に記載しております立地基準により審議をする判断の基となるわけですが、29ページにつきまして、30ページにかけての一般基準でございますが、こちら適当である、該当がない、地区計画内である、用途地域内であるとかということで、こちら一般基準につきましては、全て案件については該当するものでございます。

43ページの立地基準でございますが、まず1番の二丈吉井につきましては、こちら農地区分が第2種農地でございます。住宅建築に伴いまして倉庫建築ということで、代替地がないということでこちらはクリアするも

のでございます。

2番、志摩津和崎でございますが、こちら第1種農地と広がりがある農地ということでございますが、周囲の住宅に並び宅地造成ということでございますので、こちらもクリアするものでございます。

3番、二丈深江でございますが、こちらは用途地域区域内、いわゆる農地法上第3種農地でございますので問題ございません。

44ページの4番でございますが、こちらと同じく第1種農地の位置づけでございますが、集落接続による不許可の例外に該当するものでございます。

5番、香力につきましては、こちらも農業用施設用地に養豚場、いわゆる農業用施設の建設計画でございますので、こちらも不許可の例外に該当するというところでございます。

6番、志摩芥屋でございますが、こちらは転用の代替地がないということで、第2種農地でございますが、こちらも代替地がないためクリアするものでございます。

7番、二丈上深江でございますが、こちら土地につきましては農地の広がりがなくございまして、第2種農地、転用の代替地、 の駐車場ということでございますので、ほかに当たったようですが、代替地がないということを確認しておりますのでクリアするものでございます。

8番、東につきましては、こちら第1種農地で原則許可できないところでございますが、農業用倉庫、 さんは農業を営農しておりますので、こちら農業用施設のため不許可の例外に該当し、クリアするものでございます。

最後の9番、志摩芥屋でございますが、こちらにつきましては第2種農地で代替地がない場合は問題ないところでありますが、こちら転用の代替地がないということでの申請でございます。こちら立地基準はクリアするものでございます。

以上9件、一般基準並びに立地基準上からいきますと許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に入ります。

5条申請の1番から9番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の92ページをお願いいたします。

議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、これも第2調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」報告いたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の93ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の35ページと36ページもお願いいたします。

今回、令和2年6月に一時転用の許可を受けた計画区域の変更となっています。

今回、計画許可区域から外した農地の現況を見てまいりました。現地は雑木の伐採を完了した状態でしたが、耕作できる状況にあるかが通作道路を含め微妙な状況でありました。申請人の■■■さんに話を聞くと、地権者の■■■さんのほうから扱ってはいけない、手をつけてはいけないということをごげられ、身動きが取れないということでした。

第2調査部会としては、農地に復元できたとは言えない状況であり、現段階では判断できないということで継続審議と考えております。

詳しいことは、事務局のほうから今後の対応等について補足をお願いいたします。

議 長

事務局。

事務局

今の調査部会長のほうからありましたとおり、今回、計画変更承認申請につきましても、一度令和2年6月にこの申請地、こちら92ページに書いておりましたが、と、字図のほうにもちよつと書いて、94ページの字図のほうにもそれは確認できますけれども、710番という地番を含めたところで農地改良工事の許可を取りまして、実際実施しておる状況でございます。

今回、やはり710番の土地の所有者の方が、■■■さんのほうがやっておるところですけれども、契約解除というお話をいただいたというところ

でございます、本来、この区域を外したところで農地の造成を計画したいという内容であるんですけども、県のほうにも確認しますと、計画変更をする場合、その710番地を扱っていない場合については許可を取り消して新たな許可申請というのも考えられるというところでございますが、実際許可後約2年たとうとしておるところで、やはり現地のほうを扱っておる状況でございます。

県の考え方、これは現地調査の前の考え方でございますが、計画変更をする場合、その外した農地が農地として適正利用できる状況にあれば当然外していいけれどもという内容でございます。

調査部会の意見であるように、現地のほうは耕作しやすいといいますが、雑木の伐採は終わっているところでございますが、里道とか通作道となる道路からの高低差があるため、なかなか進入できないのではないかといいところもありまして、この内容につきまして、農業委員会のほうの意見としましては、計画変更を承認するというのであれば、外した710番地の農地が適正な営農ができる農地であるという判断になりますので、今回調査部会のほうとしては継続審議という報告をいただいております。

今後、継続審議の期間となりますと、来月の総会の前にも詰めていくわけでございますが、県のほうも昨日現地に参りまして、現地の状況、また申請人のほうが現地の説明等を行っておりまして、当初の農地の復元性がないと認められないという部分の意見の方向性を検討したいという話もいただいておりますので、今回、この計画後ではございますが、今後の方向性について検討し、また地権者等で話が進むのであればということを含めながら方向性等を探っていきたいと考えております。以上でございます。

議長

ただいま調査部会のほうから、事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

こっこの件につきましては、農業委員会が認める、これを外していいよというようになった場合は、そこが耕作が可能かどうかということで判断を持っていくわけですけども、その里道といいますが、道からも段が高いということで、また別の方向からもなかなか通作路としてできないといった状態ですので、これを許可というわけにはいかないということで、ちょっと県のほうともう少し協議をしてくださいということで、継続審議というような結果で持っていきたいというふうな報告であります。

何か質問、また意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

別に事務局もあれせんでいい。農地改良の変更についてのあれを言うてから、例の審査表。

事務局

すみません、今回資料として31ページのほうに計画変更の承認申請の場合の審査基準ということでつけさせてもらっておりまして、通常の29、30ページに書いておる許可申請の判断基準とはちょっと変わってきますもんで、参考ということで、審査をする場合ということで31ページに計画変更の判断基準と審査基準ということを書いておりますが、やはりこの1番のほうでの転用の目的の変更またはというところで、1番の項目で確認するわけでございますが、こちらaからfの分については全てに該当しなければならないというところ、確かにこちらでいきますと、許可の目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意または重大な過失という部分が認められないという部分があるにしても、また実際農地性を損なう、結局途中でやめてしまわざるを得ない状況ではありますけれども、その辺どう整備できるものかというところがございまして、実際また次の総会までにこの辺の整理をしたいと考えております。よろしく願いいたします。

議 長

それでは採決に入ります。

この計画変更につきまして、継続審議でいいという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の101ページをお願いいたします。

議案第35号「農地改良届出について」につきまして御審議をお願いいたします。

あわせて監督委員の指名もお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうよりお願いいたします。

調査部会長

農地改良届。

議案書の101ページをお願いいたします。
議案第35号「農地改良届出について」報告いたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、102ページの地図をお願いいたします。別冊の現地説明資料の37ページと38ページをお願いいたします。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良工事であり、受理相当と判断をしております。以上です。

議 長

ただいま説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に入ります。
それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、監督委員の指名をいたします。
古家委員、お願いいたします。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の105ページをお願いいたします。
議案第36号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課

よろしく申し上げます。
議案第36号の説明をさせていただきます。
申請者は、令和3年2月まで認定の新規就農で稲作、露地野菜のブロッコリー、果樹類でミカンを主に経営されており、今回、新規の認定申請になります。
現在は、ブロッコリーはカモの被害が出てあるため、被害を防ぐ対策を

されるということで、今後、収量を増やすようにされます。

水稲については、今入っている田と、ほかに田を借りることを検討されており、米の作付面積を増やし、こちらも収穫量を増やす計画をされています。

また、ミカンについてはお母様がされていますが、5年後はやめられる予定になっています。しかし、畑の借手が見つければ貸されるということで予定されています。

現在は家族3人で農業に従事されていますが、ブロッコリーの収穫時に雇用を入れることで作物の手入れ時間をつくって品質向上、収穫増加を図ります。

また、認定新規就農者としても年間所得が必要な300万円を達成されており、経営は順調であることが確認できました。これらのことから、生産量を増やし、所得の向上を目指す経営の改善に向けた内容となっており、認定相当であると考えております。

農業委員会におきまして審議をお願いいたします。

議 長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。

これに対しまして、質問、意見などがありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

この申請に対し、同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の109ページをお願いいたします。

議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について」御審議をお願いいたします。こちらは、利用権設定でございます。

事務局

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局のほうより説明がありました。
これに対しまして、質問、意見などがありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

面談報告をお願いします。

調査部会長

そうしたら、利用権設定の営農面談の報告をいたします。
ページで言えば4ページですね。

■■■■さん。営農面談資料の19ページから21ページを御覧ください。

■■■■さんは35歳で、約3年前に糸島市に引っ越しされてこられたそうです。

面談内容、■■■■で2年8か月間の一通りの研修を受けました。

曾根をメインに露地野菜の作付を行い、飯原は土づくりから始めたいということでした。作業所は曾根の■■■■さんから借りており、埋立て機は早期に購入したいということでした。

部会の意見では、労働力の心配はありますが、■■■■さんは青年等給付金の補助金の申請をされており、やる気を十分感じられました。しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、資料の4ページから6ページをお願いします。

■■■■さん。

■■■■さんは34歳で糸島市■■■■に住んでおり、野北の委員さんから農地を紹介してもらい、既存のハウスは補修した後、アスパラガスを作付、露地はニンニクの作付を計画しております。JA糸島のアスパラガス部会にも入ると聞いております。

部会の意見では、■■■■さんは青年等給付金の補助金の認定を受けており、しっかり頑張ってくださいと声をかけております。問題はありません。

続きまして、■■■■さん。

■■■■さんは33歳で、昨年から現住所におられるそうです。

すみません、31ページの資料になります。

4棟のハウスを建てて、JA糸島の研修で学んだアスパラガスの栽培と、露地ではニンニクやその他野菜の作付を計画してあるそうです。収穫時期は両親が手伝いますし、中原農業委員には大変お世話になっていると

いうことでした。

部会の意見では、■■■さんは青年等給付金の補助金の認定を受けており、しっかり頑張ってくださいと声をかけました。問題はありません。

続きまして、■■■さん。資料は10ページから12ページです。

■■■さんは71歳ですが、糸島市で土木を営んでおられたそうです。

面談内容は、農業経験はないが、夫婦で農地を荒らさずに頑張りたいということでした。権利の期間は1年ですが、体と相談しながら毎年更新したいということで、白ネギやタマネギをメインで作付けていくそうです。

附帯意見は、現地にはトウモロコシやニンニク等が植えてありましたが、少々荒れていました。本人が草刈りは頑張ると言っており、作業には十分注意し、しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、■■■さん。資料の13ページから15ページです。

■■■さんは59歳で、10年前にこの糸島に来られたそうです。農業経験は20年以上あるということで、年間50から60品目を作ってこられたそうです。農作業は娘さんも従事されるそうです。志摩の四季などの直売所には3年前ほどから出荷をされているそうです。

有機農法、無農薬に取り組んであり、■■■■■■■■■■、これは仮称ですけれども、交流を深めてあるそうです。仲間は10人程度見られるそうです。

部会の意見では、■■■さんからは本格的に農業で生計を立てたいということで農業に対する熱意を感じました。しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、■■■さん。資料の1ページから3ページを御覧ください。

■■■さんは36歳で、今年の3月に糸島市に引っ越しされてきたそうです。既存のハウスでイチゴ栽培をし、収穫時期には配偶者も手伝うそうです。JAが主催する研修を受入先の■■■さんの下で行い、■■■さんからハウスや機械、作業小屋も借りているということでした。

部会の意見では、■■■さんは青年等給付金の補助金の認定を受けており、しっかり頑張ってくださいと声をかけました。問題はありません。

続きまして、■■■さん。資料の51ページから53ページを御覧ください。

■■■さんは43歳で、糸島市■■■に住んであります。耕作放棄地となっていたミカン山の手入れを行いながら収穫に携わってきた。申請地は3割程度が耕作放棄地となっており、伐採や選定を行い、再生というよりは、その荒れているのが拡大しないようにしたいということで、収穫したかんきはジュースに加工し、知り合いの家庭などに販売し、質を上げて単価を上げていきたいということで、720ミリリッター1、400円程度を考えてあるそうです。

部会の意見では、耕作放棄地の拡大をさせないよう、しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、■■■■さん。資料は7ページから9ページです。

■■■■さんは33歳で、今年の4月に糸島市に引っ越しされてきたそうです。JA糸島で研修を受け、既存のハウスで促成ナスを栽培する計画です。JA糸島の促成ナス部会にも加入されるようで、規格外品は福ふくの里に出荷できるよう話をつけているということでした。

部会の意見では、■■■■さんは青年等給付金の準備型資金の給付を受けており、今回、経営開始型資金も申請されており、問題はありません。しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

■■■■さん。16ページから18ページを御覧ください。

■■■■さんは45歳で、福岡市■■■■に住んでおられます。耕作放棄地を掲載した農地貸借バンクの台帳を見て、所有者と交渉しましたということで、1年目は無償で借り入れていますが、次の年からは有償で借りる約束です。農機具は中古品ですが、準備をしております。軽トラックで運搬するということでした。2年前までは事務所勤めだったが、農業に魅力を感じたそうです。

部会の意見では、本人は青年等給付金の経営開始型資金の申込みを計画しており、やる気を十分感じましたので、しっかり頑張ってくださいと声をかけております。

以上、報告します。

事務局

すみません、ちょっと補足といいますが、まず今、部会長のほうから面談報告の順でございますが、こちらの利用権の設定の分で、まず■■■■さんから報告があったと思いますが、こちらの利用権設定の別冊のほうの13番、14番が■■■■さんでございまして、こちらが資料が営農面談資料の19ページから21ページに載せておるという内容でございます。

次に、受付番号、左側の枠でございますが、17、18が■■■■さんでございまして、こちらも営農面談資料の4ページから6ページということで、この受付番号順で御報告いただいております。

次に、■■■■さんの分については、受付番号69番でございます。こちらは31ページから33ページの資料ということでございます。

次に、■■■■さんの分につきましては、受付番号が74、75、76というところでまたがっておるということでございます。

次に、■■■■さんでございまして、受付番号が207、208、209と222というところで、この利用権設定申出の番号となっております。

次の■■■■さんのほうの報告でございましたが、受付番号が210番で設定を新規に申し込まれてあるということでございます。

■■■■さんが、利用権設定番号は309番ということで、すみません、こちらは二丈福井の方でございます。

次に、■■■■さんが受付番号410番のほうで利用権設定申出をされておるという内容でございます。

最後に、■■■■さんでございますが、こちらは受付番号414、415、最後のページのほうになっていきますが、こちらのほうで利用集積計画も上げておりますので、面談の報告をいたしております。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま新規就農者の説明もありました。

それも含めて、何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

ちょっと分からないのでお聞きしたいんですが、まず裏から2ページ目の下から3番目の利用権の設定を受ける者が■■■■さん。最後から1段目のですね。下から3番目、利用権の設定を受ける人が■■■■さんで、これは面積がゼロで、住所が福岡市■■■■ということで、福岡市の経営が分からないので面積がゼロになっておるのかなというのが何となく分かるんですけど。

ページ数が打っていないので。310番、311番の■■■■さんについても、こちらも糸島市二丈福井の方ですけど、経営面積がゼロになっていますけど、どういうふうなのかが分からない、どういうことやろうと思うんですよね。そこら辺の確認をしたいと思います。

議長

糸島市のほうにないけんやろう。福岡市の面積は確認しておるっちゃで、5反以上はあるっちゃ。

事務局

すみません、記載誤りということのようです。

農地台帳に登録がありまして、面積がないほうで入力してしまったというのが原因のようで、他市町村に持っておるわけではございません。申し訳ありません。こちら、事務局のほうで経営面積50アール以上という部分については確認しておるところでございますが、今、御指摘の321、310、311という部分について、ちょっと耕作面積が記載がゼロというところの部分については、特に新規就農ではございません。単なる記載誤りと申しますか、確認不足によりましてゼロとなっておりますが、実際は50アール以上面積があるという方で御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

よろしいでしょうか。

農業委員 ても、■■■■さんもゼロ、新規じゃないですけど。その上、419番。

農業委員 308も。

議長 新規就農ゼロというのは見て分かったんですけど、こういったのはどう
いうことかなと思って。
この糸島市のほうの人でゼロということはないっちゃんの。

事務局 いや、新規就農の方の分というのは、当然ゼロでないですけど、310
番であるとかこちらの方とかが、借受人の面積がゼロという部分がある、
309番については新規だから問題ないんですけども、その下の方につ
いてもゼロというところがありますので、ちょっとこちらは書類の確認漏
れかと思います。
経営面積がゼロの場合、きちっと新規就農で拾っておくことはあるんで
すけれども、やっぱり誤植だろうと思いますが、ちょっと今この場で経営
面積が幾らですというのはちょっと申し上げられない状況でございます。

農業委員 最初の利用権設定面積の一番後ろの415立米。この一番最後の番号と
大体合わないかんことないですか。番号が飛んでおったり。

事務局 ちょっとこちらの事務のやり方になるんですけども、目次表とかを見
てもらったらちょっと分かるかなと思うんですけども、旧前原市が1か
ら始めていて、それで旧志摩町が201から始めているので間が抜けてあ
ります。そういった形で合計すると418筆ということになります。以上
です。

農業委員 分かりました。

議長 じゃあ、差し替える分は後で差し替えるんですけども、この審議をど
うしましょうか。

事務局 すみません、耕作面積がゼロになっている方が、ちょっとこれも農地台
帳というシステムの問題というか、同じ人で番号を2つ持っている方とか
もいらっちゃって、経営面積がゼロのものと経営面積が載っているもの
があるんですよ。それで、ちょっとシステムで一気に打ち出しているんで、
載っていないほうの番号で引っ張ってこられている可能性が高いです。
ちゃんと一人一人耕作面積は見て、5,000平米以上あるというのは
確認を取ってやっております。
すみません、ちょっとうちのシステム上、入っていないほうで引っ張っ

てきた可能性が高いです。すみません。

議 長

ということで、事務的なもので5反要件は全員確認しているということで、この場はこれで採決をしたいと思います。後で差し替え資料をお願いします。

それでは、現時点でのこれにつきまして、原案の利用集積に同意されま
す方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

じゃあ、後で差し替えをお願いします。

議 長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の110ページをお願いいたします。

議案第38号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、所有権移転につきまして御審議をお願いいたします。

内容を説明いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上2件でございます。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。

原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の113ページをお願いいたします。
議案第39号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」につきまして、御審議をお願いいたします。

議長 それでは、住宅に付属する農地指定の申請について、東司部会長のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長 議案第39号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」報告します。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の114ページの地図をお願いいたします。
別冊の現地調査説明資料の39ページから41ページをお願いいたします。

現地は作物の作付はなく、遊休農地となっております。また、遊休農地というよりは、非農地化している農地もありました。

申請地は集落の上のほうにあり、農業機械の運搬を考えると住宅の所有者が耕作するのが適当であると判断をしております。

第2調査部会としては、非農地化している226番の3と229番の1については指定相当と考えており、田の4筆については指定相当と判断をしております。以上です。

すみません、続きまして、受付番号の2番を報告します。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の116ページの地図をお願いいたします。
別冊の現地調査説明資料の42ページと43ページもお願いいたします。

田地は作物の作付がなく、遊休農地となっております。

申請地は住宅以外からの進入ができないため、住宅の所有者が耕作するのが適当であると判断をしております。

第2調査部としては、現地の状況から指定相当と判断をしております。以上、報告します。

議長

ただいま報告がありました。

1番の川付につきましては、226-3番と229-1番を指定相当ということで判断されておるといこととであります。

これはもう、面積は少ないし山林化しているということで、これを農地として指定をしたらつくらなきゃいけないから、その分は外して非農地なりで申請を促したらどうかというような判断でやっているということとです。

この1番、2番につきまして質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

2番の■■■■さんの農地ですが、現地資料の一番裏を見てみますと、これはハウスの跡地か何かになるんですかね。その撤去についてはどのように考えているのかなと思って。

調査部会長

現地のこの農地は作付がなく、そのまま放置しておったら草が生えますので、防草シートといいますか、草が生えんようなシートを敷き詰められて管理をしてありました。

ハウスとかそういうものは何もありませんでした。

農業委員

ブロックか何かで押さえてあるということなんですかね。

調査部会長

留め具といいますか、そういうので押さえてありました。

農業委員

はい、分かりました。

議長

ほかに何か質問、意見がありましたら。

職務代理者

1番の件ですけど、■■■■さんのこの申請地の近くにも228-1と227-1と所有してありますよね。山林もちろん260ありますけど、この方は相続か何かでもらわれたんですよね。

家はあるという、今までにないケースだと思うんですけど。

事務局

すみません、土地の所有のほうを変えております。

こちらは、今回の申請地が28年6月が原因日ということで、平成30年に相続登記をしてあるので、恐らく今回、相続登記を30年4月25日

にした後に措置されたのではないかというところで、今おっしゃってありましたほかの地番の分についても、ちょっと推測ではございますが、今回の土地が相続でございますので、こちらも相続ではないかというところだけお答えさせていただきます。

農業委員

はい、分かりました。

議長

それと、これも想像なんですけれども、全部その面積が1,943平米ということで2反以下ということで、ほかのところはもう指定にはできないので、そういった意味でもあるのではないかというふうに考えます。

ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

審査表をお願いします。

事務局

住宅に付属する農地指定申請につきましては、7つの審査項目で審査いただくわけでございますが、まず番号1番につきましては111ページに審査のほうを載せております。

そちら、■■■■の226番3からということで6筆分を載せておりますが、まずこちら6筆ともに(1)から(5)までにつきましては、(1)番の住宅の所有者と農地の所有者が同一という部分、所有権移転登記の取得など権利設定がないと、農地中間管理権等の利用権設定がない、原則として住宅と農地と所在地内であるというところと、今出ましたとおり、1,943でございますので、20アール以内というところで、こちらは6筆とも適当ということでございます。

(6)番につきましては、こちら6筆と耕作はされていない、いわゆる遊休農地であるというところでの報告でございました。

ただ、(7)番、226番3と229番1が住宅の権利移譲に伴い権利委譲させることが適当である農地であるという部分については非農地化しておるということで、こちらを否認するものでございますので、こちら2筆につきましては申請基準表からも不指定相当かということでございます。

112ページでございますが、こちらは■■■■645番地の分でされておりますが、(1)から(5)につきましては適当ということで、これは書類審査で確認しております。

(6)につきましても、現地調査のところで適当というところ、(7)番につきましても今御報告のとおり適当ということで、こちらの分につきましては指定相当というものが審査表からも読み取れるものでござい

す。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

まず226-3番と229-1番につきましては、非認定相当だということにしたいと思いますが、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、ほかの1番の4筆、また番号2番の[REDACTED]につきましては認定相当だと、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、全ての議事が終了しました。

その他のほうに移ります。

事務局

今回も案件が多く、慎重審議ありがとうございました。

それでは、議案書が終了しましたけれども、議案書の118ページにつきましては、あっせん申出のてんまつということをつけておりますので、こちらを御一読ください。

次に、119ページでございますが、こちらは今年の4月に新田の分の申込みがあったわけでございますが、こちらのあっせん申出の取下げ願いが出ておりますので、御報告させていただきます。

次の120ページにつきましては、農政対策委員会の報告でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、農政対策委員のほうより報告をお願いいたします。

農業委員

農政対策の報告をいたします。

視察研修について、大体7月19日から29日の間で日程調整をするということに決まりました。

それから、視察先は佐賀大学の農学部で、ITのそういう先進地視察みたいところで勉強したいなというところで決めました。

それから、2番の最適化推進会議というのが今日ありますけれども、第

2回の推進会議を行います、大体年4回ということで、今日行います。

それから、委員研修について、6月に非農地調査についてまた今日説明があると思いますけれども、10月に農業者年金について、それから12月に一度、半年たちましているんな勉強というか、研修をしてきた中での反省会みたいな形でそういうのを行おうかなということで決めております。

その他についてですけれども、糸島市の耕作放棄地有効活用補助金の交付規程の変更とか、それから非農地調査の実施方法などについて、今度、検討していこうかなということで計画しております。

以上、報告を終わります。

議長

続きまして、農地対策委員会B班のほうより報告をお願いします。

農業委員

それでは、農地対策部のB班から報告いたします。

番号1番。

【資料に基づき報告】

一時転用許可、平成30年6月29日から令和3年6月28日の許可済みでございます。

先代のお父さんが許可を受けていた土地を[]より5月19日に現地完了した旨の連絡があって、完了の状況を確認しております。

指導内容等につきましては、完了連絡のとおり、のり面整形、排水管設置が行われていました。

双方での表土や敷地内の勾配確認の完了報告書提出の案内を通知いたします。

番号2番。

【資料に基づき報告】

現地の状況は、農地改良工事の進捗の確認を行っています。

一時転用許可済みが、令和2年10月7日から令和5年10月6日の許可が下りています。

農地が1万401平米、農地以外が4,277.65平米でございます。

指導内容につきましては、文書送付ということで、進捗率が2割程度だったため、期間内完了について通知を出しております。

続きまして、3番。

【資料に基づき報告】

新規就農者の状況の確認を行っております。

作付の計画は令和2年11月、新規就農をされております。米とか野菜が作られておりました。

議長

問題なかったら、問題なしでいいです。状況確認ですから。

農業委員

特に問題はありません。

続きまして、4番。

【資料に基づき報告】

現地の状況は、新規就農者の状況確認で、これも問題はありません。以上です。

事務局

すみません、御報告ありがとうございました。

こちらの番号1番につきましての高祖の分でございますが、文書登録ということで御報告を去年の6月7日の日に■■■■さんのほうから関連報告が上がってきておりまして、ちょうどその日に県農林事務所との現地調査を行って、今の現地の指導待ち、完了なのか指導が入るのかという、その待ちの状況でございます報告を付け加えてさせていただきます。

次に、123ページでございますが、5月分の経営改善の認定一覧というところで新規と更新の分を載せておりますので、御一読をお願いいたします。

議案の1ページ目に戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

以上、その他のほうはございませんが、以上でございます。

(発言する者あり)

議長

ちょっと確認をお願いします。

事務局

はい、確認させていただきます。

それでは、すみません、御審議、最後までありがとうございました。

その他はございませんので、閉会に入りたいと思います。

丸山副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。

農業委員 時間外ですみません。
ハウスでトマト栽培してある方が、持ち主の事情で9月いっぱい立ち退けということで、トマト栽培がメインの方で、そういうことになっていきますので、どこかすぐトマト栽培できるハウスというのがついた方はちょっと連絡のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 各委員さん、ちょっと気をつけておって、よろしくお願いいたします。

農業委員 ハウスがあつたほうがよかったですか。

農業委員 ハウスがあつたほうがいい。

農業委員 すみません、審議の中で確認したかったんですけど、譲受候補者が今回福吉の方がなられました。
それで、購入地が雷山ということで、雷山のほうにも登録していいんでしょうか。

事務局 すみません、おっしゃるように、今回、あっせんの譲受候補者名簿に登録されたというところで、住所地と購入希望地が違うケースがあるというところでの御指摘でございます。
当然、その希望地のほうだけ登録というよりは、住所地の分と、例えば雷山校区であるとか波多江校区であるとかという部分についても候補者名簿のほうをそれぞれ登録して、括弧書きでも登録しまして、その追加した部分を、またあっせん事業を進めていくこととさせていただきますので、各委員さんのほうにその名簿をちょっと精査したものを来月にでも配付したいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これで終わりたいと思います。

副会長 本日は慎重審議、ありがとうございました。
また、第2調査部会の方におかれましては、早朝から2日間にわたり新規就農者の面談とか現地調査とか、本当にお疲れさまでした。
案件が多い中、今日は非農地証明が1件と第5条の計画変更の1件が継続審議として残りましたが、あとこれから関係者との検討を図りながら慎重な審議を進めていただきたいと思いますと考えております。
長くなりますけれども、この後、また第2回ですかね、推進会議がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして第4回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和4年6月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

10番 古 家 貴 喜

14番 山 北 敬 子

